平成２８年（フ）第１５号
千葉県茂原市六ツ野2516番地15
破産者　棚木てつ子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
佐賀県伊万里市南波多町原屋敷1434番地１
破産者　株式会社井手産業
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０７号
佐賀県伊万里市南波多町原屋敷1434番地１
破産者　株式会社井手運輸
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第３９号
神奈川県秦野市曽屋1052番地の６
破産者　有限会社レイン・プロ
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５９号
宮城県石巻市わかば３丁目８番地12
破産者　株式会社ＲＥ・ＨＯＵＳＥ
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２７年（フ）第４３号
秋田県大館市字長木川南340番地１
破産者　有限会社笠原グループ
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第７５号
東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目24番７－805号
破産者　株式会社セントラルプロパティマネジメント
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８７８号
名古屋市港区七反野２丁目112番地
破産者　株式会社アサヒワーク
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８７９号
名古屋市港区七反野２丁目112番地
破産者　株式会社アスタッグ
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１号
名古屋市緑区水広２丁目203番地、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の44
破産者　有限会社トゥレイジャー
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０５号
名古屋市天白区島田黒石213番地
破産者　有限会社サニーデイ・サンデー
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２号
三重県尾鷲市矢浜岡崎町934番地１
破産者　三宝石油こと　竹平　和弘
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第２８２４号
大阪市西区西本町１丁目14番24号
破産者　株式会社アイ・ループ・エンタテイメンツ
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３７号
大阪府茨木市豊川１丁目18番21号
破産者　株式会社Ｃ．Ｆ．Ｔ．
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４１８号
大阪府池田市八王寺１丁目８番203―101号
アルビス池田、商業登記簿上の本店所在地大阪府池田市綾羽１丁目５番６号
破産者　有限会社グー
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６６５号
大阪府東大阪市水走１丁目19番25号
破産者　七尾興業株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２６８３号
大阪市中央区島之内１丁目15番30号
破産者　株式会社オーエム商事
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５号
兵庫県三木市緑が丘町西２丁目５番地の29
破産者　有限会社フーズパルス佐野
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５号
兵庫県宝塚市売布東の町16番９号前田ビル
破産者　クレス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
兵庫県相生市若狭野町野々823番地の２
破産者　前川自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０３号
北九州市八幡西区上上津役１丁目５番２号
破産者　有限会社松浦電工
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦122番地71
破産者　株式会社末廣商店
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部